

ず、法第328条の13第1項の規定を適用すべき場合には、同項の規定により徴収すべき額を、直ちに普通徴収の方法によって徴収する。この場合には、第25条の規定は適用しないものとする。

第40条 削除

附 則

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第7条の2の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有す

ず、法第328条の13第1項の規定を適用すべき場合には、同項の規定により徴収すべき額を、直ちに普通徴収の方法によって徴収する。この場合には、第25条および第26条の規定は適用しないものとする。

(固定資産税の納期前納付の報奨金)

第40条 法第365条第1項の規定により、固定資産税の納税者が、納税通知書に記載された納付額のうち第1期の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合において、当該納期後の各納期に係る納付額の全部に相当する金額の税金を併せて納付した場合は、当該納期後の各納期前に納付した税金について、各納期前に納付した税額の1,000分の3に、各納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(その全額が10円未満である場合又はその額に10円未満の端数がある場合には、その全額又はその端数金額を切り捨てる。)の報奨金を交付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合又はその額が3万円を超える場合のその超える部分に係る額については、これを交付しない。

附 則

第7条の2の3 削除

る場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条の 2 の 3 の規定は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例附則第 7 条の 2 の 3 の規定は、平成 2 5 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。